

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、介護時間の新設等に係る規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年11月国立市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第10条の8の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第10条の9 任命権者は、職員が申請した場合において、当該職員がその配偶者または2親等内の親族で疾病、負傷または老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、1日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認するものとする。

第15条第2項中「職員の配偶者、父母、子、同居の祖父母で負傷、疾病または老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する」を「要介護者のあ

る」に、「子」を「当該子」に、「要介護者」と、「を」を「当該要介護者」と、「」に改める。

第16条の見出し中「育児」を「育児または介護」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者のある職員について準用する。この場合において、同項中「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。